2　法第三十五条第二項の帳簿は、電気事業者が調達した特定契約ごとの再生可能エネルギー電気の量を記載し、当該特定契約に基づく調達期間が終了するまでの間保存しなければならない。

第二十条を削り、第十九条第一項中「第十二条第三項」を「第三十二条第三項」に改め、同項第一号中「第十七条第一項」を「第三十七条第一項」に、「第十六条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「電気事業者」を「小売電気事業者等」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号中「調達期間から交付を受けた交付金の合計額及び」を削り、同号を同項第三号とし、同条第二項中「電気事業者」を「小売電気事業者等」に、「第十二条第三項」を「第三十二条第三項」に、「様式第九」を「様式第十一」に、「から第五号まで」を「及び第三号」に、「様式第十」を「様式第十二」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3　法第三十二条第四項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一　前年度の一月から三月まで及び当該年度の四月から十二月までの間に特定契約に基づき調達した設備の区分等ごとの再生可能エネルギー電気の量

二　前年度に調整機関から交付を受けた交付金の合計額

4　電気事業者は、法第三十二条第四項の規定に基づき、毎年度、前項に規定する事項については様式第十三により当該年度の一月末日までに経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合において経済産業大臣の承認を受けたときは、当該届出の期限を延期することができる。

第十九条を第二十七条とし、第十八条第一項中「第十二条第一項」を「第三十二条第一項」に、「電気事業者」を「小売電気事業者等」に、「第十七条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条第二項中「第十二条第一項」を「第三十二条第一項」に、「電気事業者」を「小売電気事業者等」に改め、同条第三項及び第四項中「電気事業者」を「小売電気事業者等」に改め、同条第五項中「第十二条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条を第二十六条とし、第十七条の見出し及び同条中「第十一条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を第二十五条とし、第十五条及び第十六条を削り、第十四条の見出し及び同条中「第八条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、第三章中同条を第二十条とし、同条の次に次の四条を加える。

（交付金の額の算定方法）

第二十一条　法第二十九条各号列記以外の部分の経済産業省令で定める方法は、前条で定める期間ごとに、法第二十九条の規定に基づき算定して得た額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除して得た額に交付金の交付に伴い当該電気事業者が支払うこととなる事業税に相当する額を加える方法とする。

（再生可能エネルギー電気を使用することによる場合の費用の算定方法）

第二十二条　法第二十九条第二号の経済産業省令で定める方法は、卸電力取引所が開設するスポット市場における同一の時間帯の売買取引における価格として卸電力取引所が公表する額（以下「回避可能費用単価」という。）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額に当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気のうち、当該電気事業者が使用した量を乗ずる方法とする。ただし、離島（電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島をいう。以下この条及び第二十四条において同じ。）における回避可能費用単価は、当該離島におけるインバランス料金（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）第一条第二項第二号に規定するインバランス料金をいう。以下同じ。）（電気の供給に係るものに限る。）とする。

（卸電力取引市場における売買取引による場合の収入の算定方法）

第二十三条　法第二十九条第三号の経済産業省令で定める方法は、回避可能費用単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額に当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気のうち、当該電気事業者が卸電力取引市場における売買取引により受渡しを行った量を乗ずる方法とする。

（再生可能エネルギー電気卸供給による場合の収入の算定方法）

第二十四条　法第二十九条第四号の経済産業省令で定める方法は、回避可能費用単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額に当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気のうち、再生可能エネルギー電気卸供給を行った量を乗ずる方法とする。ただし、離島における回避可能費用単価は、当該離島におけるインバランス料金（電気の供給に係るものに限る。）とする。

第二章中第十三条の次に次の六条を加える。

（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由）

第十四条　法第十六条第一項の経済産業省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一　申し込まれた特定契約の内容が当該特定契約の申込みの相手方である電気事業者（以下「特定契約電気事業者」という。）の利益を不当に害するおそれがあるときとして次のいずれかに該当するとき。

イ　虚偽の内容を含むものであること。

ロ　法令の規定に違反する内容を含むものであること。

ハ　損害賠償又は違約金に関し、次のいずれかの内容を含むものであること。

(1)　特定契約電気事業者が、その責めに帰すべき事由によらないで生じた損害を賠償すること。

(2)　特定契約電気事業者が、当該特定契約に基づく義務に違反したことにより生じた損害の額を超えた額の賠償をすること。

二　特定契約電気事業者が維持し、及び運用する電線路と認定発電設備とを電気的に接続し、又は接続しようとする認定事業者（以下「特定契約申込者」という。）に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えるものであること。

三　特定契約電気事業者が特定契約に基づき再生可能エネルギー電気を調達するに際し、特定契約申込者が自らの認定発電設備の所在地、出力その他の必要不可欠な情報を提供しないこと。

四　特定契約申込者が、次に掲げる事項を当該特定契約の内容とすることに同意しないこと。

イ　特定契約電気事業者が、毎月、特定契約電気事業者が指定する日に、当該特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の量の検針（電力量計により計量した電気の量を確認することをいう。以下同じ。）を行うこと、及び当該検針の結果の通知については、特定契約電気事業者が指定する方法により行うこと。

ロ　特定契約電気事業者の従業員（特定契約電気事業者から委託を受けて検針を実施する者を含む。）が、当該特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量を検針するため、又はその設置した電力量計を修理若しくは交換するため必要があるときに、特定契約申込者の認定発電設備又は特定契約申込者が維持し、及び運用する変電所若しくは開閉所が所在する土地に立ち入ることができること。

ハ　特定契約電気事業者による当該特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の毎月の代金の支払については、当該代金を算定するために行う検針の日から当該検針の日の翌日の属する月の翌月の末日（その日が銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十五条第一項に規定する休日である場合においては、その翌営業日）までの日の中から特定契約電気事業者が指定する日に、特定契約申込者の指定する一の預金又は貯金の口座に振り込む方法により行うこと。

ニ　毎月、特定契約電気事業者が指定する日までに、特定契約電気事業者が特定契約申込者から供給される認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定し、又は供給された認定発電設備の発電に係る電気の量を算定するに当たり必要な情報を特定契約電気事業者に提供すること。